

大野川に感謝、川をきれいに！ ～水辺にやすらぎ心にゆとり～



大野川鶴崎橋下流の河川敷にて、地元の子どもたちが参加してコスモスの種まきが行われました。地域の皆さんの手で大切に育てられ、美しい花畑が今年も秋を彩ります。

大在コスモスまつり

10月26日

開催予定です！

「大きくなってねー！」 ウナギ・アユ放流体験

高田小学校4年生



アユ・ウナギの
放流体験学習

説明する
大野川出張所長



熱心に質問する
子どもたちに感動！

鶴崎小学校4年生



ウナギの放流体験

今年も子どもたちがウナギやアユの放流を行いました。

ヌルっとした感触に歓声をあげながらも、「元気でねー！」と愛おしそうに川へ放していました。その姿に、周りで見守る大人たちも思わず笑顔に。自然とふれあい、命の大切さを学ぶ貴重な時間となりました。

* * 堤防を大切に * *

堤防は、台風や大雨による河川の洪水から私たちの生活を守ってくれる、とても大切な構造物です。川の水があふれないように、しっかりと支えています。しかし、もし斜面が傷つくと、洪水が起こった時にそこが堤防の弱点になってしまう恐れがあります。みんなが安心して暮らせるように、堤防を大切にしたいですね。

※堤防の写真はイメージで、実際に損傷があった場所とは違います



堤防は、草（芝）の根がしっかり張ることで崩れにくくなります。弱体化に繋がるような上記の行為は、しないようにお願いします。※火災事故や水質事故につながりますので、法面だけでなく高水敷でも同様にお願いします。

堤防道路使用のマナーを守ろう！



堤防道路は、河川管理者が堤防の点検・管理のために設けている道路です。

そのため、一般の道路とは異なり、原則として車両やバイクは進入できません（一般道路として使われている区間を除く）。

歩行者や自転車は自由に通行できますが、散歩やサイクリングなどで使用される際は、お互いを思いやり、安全にご使用ください。

設置目的をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※バイクや原付の通行は禁止しています

大野川出張所管内 除草時期ルート図【令和7年度】

※除草時期は天候等により、記載時期より前後することがあります

⑦志村地区
1回目：7月上旬～
2回目：11月中旬～

⑧迫地区
1回目：7月中旬～
2回目：11月下旬～

⑨百堂地区
1回目：7月下旬～
2回目：12月上旬～

⑩宮河内地区
1回目：8月下旬～
2回目：12月上旬～

⑤海原地区
1回目：6月中旬～
2回目：10月中旬～

④高田地区
1回目：6月上旬～
2回目：10月上旬～

⑪大津留地区
1回目：8月上旬～
2回目：12月中旬～

⑥戸次地区
1回目：7月上旬～
2回目：11月中旬～

⑤下戸次地区
1回目：6月下旬～
2回目：10月下旬～

④上戸次
1回目：6月中旬～
2回目：10月上旬～

③利光地区
1回目：6月中旬～
2回目：10月上旬～

⑥三川地区
1回目：6月下旬～
2回目：11月上旬～

③皆春地区
1回目：5月下旬～
2回目：9月下旬～

⑩横尾地区
1回目：7月下旬～
2回目：12月上旬～

⑧丸亀地区
1回目：7月下旬～
2回目：11月下旬～

⑦松岡地区
1回目：7月中旬～
2回目：11月中旬～

①判田地区
1回目：5月下旬～
2回目：9月中旬～

②竹中地区
1回目：6月上旬～
2回目：9月下旬～

①家島地区
1回目：5月上旬～
2回目：9月上旬～

②鶴崎地区
1回目：5月中旬～
2回目：9月中旬～

★ 堤防除草の刈草を無償提供しています！ ★

大野川出張所では、堤防の点検を目的に年2回行う堤防除草で発生する刈草を希望者へ無償提供しています。これまでも地元の農家の方々が堆肥や畑の敷き草に使っていただくなど有効活用を図っており、これにより処分費のコスト削減にも繋がっているところです。

刈草の提供について詳しく知りたい方は、大野川出張所までお気軽にお問い合わせください。
【 連絡先:097-527-2549 】

《刈草の提供の詳細》

- 時 期：堤防除草が行われる5月～12月の間
- 草 量：要相談（除草の進捗に応じてストック量が変化します）
- 種 類：堤防上の雑草（概ね50cm四方に梱包された状態での提供です）
- 場 所：横尾、下戸次の2箇所（図中の集草場を参照下さい）
※場所など分かりづらい場合はお問い合わせください
- 方 法：希望者の方は、集草場への（運搬車等による）直接の引き取りをお願いします
（刈草の積み込みは希望者による作業となります）

（積み込み状況）



《注意事項》

- ※営利目的での刈草のお引き取りは固くお断りします
- ※刈草には除草作業時の異物が混入している可能性がありますのご注意願います
- ※刈草の使用にあたっては希望者が刈草の状況を確認の上、自己責任でご使用ください
（国土交通省は一切の責任を負えません）
- ※収集運搬時の過積載などに十分注意し、交通ルールを守ってください

横尾集草場



下戸次集草場



＜ 凡 例 ＞

- 青■：下流部除草工事
- 黄■：上流部除草工事
- *地区名の頭番○は施工順